

第 6 回懇談会（H29. 5. 15）の振り返り

（各委員の発言から抜粋）

（1）前回の振り返りについて

- ・「第 4 回委員会資料 資料 3 5（3）個人情報の保護 ②主体をどうするか。」について
⇒ 3 行目
（訂正前）「自分の個人情報のことよりもむしろ…」
（訂正後）「自分の個人情報はもとよりむしろ…」
※自分の個人情報を否定するような書き方は避ける。

（2）市民参加について

「第 5 回委員会資料 資料 4 I 市民参加 2 現在の市民参加の状況」について

- ・市民参加の時期が大事である。武蔵野市はパブコメも意見交換会も開催している。しかしアンケート結果では時期等の問題で不満の意見が出ている。市民参加というのは対象も範囲も重要だが、いつやるのかが一番効果的で、それが協働に繋がるのでは。
- ・市民参加は事前手続と事後評価を一連的・制度的に条例化・体系化するべき。
- ・策定過程での市民参加はもちろん、評価過程での市民参加を行う自治体が出始めている。
⇒委託や指定管理者制度への行政の評価を市民参加で行ってはどうか。（モニタリングの結果が正しいか、市民の視点に立っているか等。）
- ・公募市民委員の時期・人数、策定段階のいつから入るのかについて統一的なルールがあるのか。
⇒時期、人数については同程度規模の前例から計画ごとに決めている。いつから入るのかについては当初からほとんど。
- ・パブリックコメントで意見を出す場合、名前・住所は書かなくても出せるようにする方が意見を出しやすいのではないか。
⇒住所や名前が無いと応答責任が無いということになってしまうことがある。

「第 5 回委員会資料 資料 4 I 市民参加 3 自治基本条例における市民参加の論点と考え方の選択肢」について

- ・「市民参加の対象と手法の範囲」について、他（区）市の例をみると「区は」という表現を使い、議会も含めている趣旨のものと、「市（区）の執行機関は」という表現を使い、明らかに議会のことは外している例がある。武蔵野の場合は全体の自治基本条例を決めたいので総則的に書くべき。
- ・執行機関側は色々な形の市民参加を試みているが、議会はあまり市民参加を試みてないのでは。市も市議会も活発に市民参加をやり始めるということにしたい。
⇒市民との意見交換会（21 日の議会基本条例に対する意見交換会も含めて）は行っているが、まだ道半ばの印象。議会からの報告だけではなく、市民が何を求めているかを吸い上げる公聴の機能を強化すべき。

・議会活動は議会基本条例に入っているが、議員活動をどこまで入れるか。
⇒議員の活動原則・役割については入れるべき。ただし議員の活動が制限されることで議会活動にも制限がかかり委縮してしまうことは避けたい。

(1)「市民参加の総則について明示的な規定を行うかどうか」について

・議会も含めた規定を置く。

(2)「市民参加の対象と手法の範囲」について

・長期計画・調整計画およびその他の重要な個別計画はもちろん重要な条例について広げられるかどうか。

⇒広げる場合には市民委員の公募、意見交換会、パブリックコメントを行うという規定を置く。

・市民参加の提案権は誰にあるのか。

⇒自治基本条例で行政側にある、と規定してしまうと、行政側の裁量のみとなるため、その提案をしなくても良いという根拠も同時に与えることになる。

①「市民参加の対象をどうするか。」

・「長期計画・調整計画およびその他の重要な個別計画並びに重要な事例についての明示的な規定を置く。(イとウ両方)」に個別の施設の立地計画、周辺住民の了解を得ながら詰めていくという参加手法を別立てで規定。

・何をもって「重要」とするのか。

⇒市民の権利義務に関わる内容を含むもの、市民との関係を規定するものは重要な条例に入る。

⇒これまでは行政側で重要かどうかを判断していたが、今後は行政と議会で協議する場を設ける必要も。また過程の中で市民に対して意見を求める場を行政・議会それぞれが作る。

・重要な条例について事前に市民参加で一定の成案を経て、それを提案することは議会軽視にならないか。

⇒議会軽視の議論は時代の趨勢として消えてきている。

②「手法の範囲」

・支障なくやれるものについては、パブリックコメント及び意見交換会で対応する。その他の参加手法は問題ごとに適時適切な方法を採用。骨子案の段階で細かく規定する必要はなし。

⇒「1.意義・目的」にある「各段階で主体的に市民が参加できる仕組みをつくる」というエッセンスは入れたい。

(3)「意見に対する行政の対応(市民意見の反映のプロセス)」について

・すべてに応答するのは不可能。出来る限り反映するよう努める。

「武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会と議会との意見交換会」（5月24日開催）について

- ・議会基本条例についての検討の経過、経緯をまとめた資料を配布。事前にお目通しをお願いしたい。
- ・議会との意見交換会についても傍聴人を許すこととする。

(1) 市民参加の総則について明示的な規定を行うかどうか。

- ア 明示的に規定する。(9/11)
- イ 明示的に規定しない。(2/11)

(2) 市民参加の対象と手法の範囲

① 市民参加の対象をどうするか。

- ア 全般的な理念的な規定を置く。
- イ アに加えて長期計画・調整計画及びその他の重要な個別計画に関して明示的な規定を置く。
- ウ アに加えて重要な条例についての明示的な規定を置く。
- エ アに加えて長期計画・調整計画及びその他の重要な個別計画並びに重要な条例についての明示的な規定を置く。(イとウ両方)
- オ 上記以外のものを明示

② 手法の範囲をどうするか。

- ア パブコメのみ
- イ パブコメ及び意見交換会
- ウ 対象を限らずさまざまな手法を列举
- エ 上記以外のものを明示

(3) 意見に対する行政の対応（市民意見の反映のプロセス）

- ア 意見への応答・対応等について明文化する。(5/11)
- イ アに加えて意見に対する考え方の説明・公表についても明文化する。(4/11)
- ウ 市政への反映について明文化する。(2/11)

△：できる限り反映するよう努める。